

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

市民のしおり44～50ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢の方(虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害のある方	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害のある方への虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウェスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎238-6702
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎238-6700
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

地域包括支援センター

地域包括ケア推進課
☎224-6087

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢の方を、保健・医療・福祉・介護など、さまざまな面から総合的に支える機関です。専門的知識を持つ職員が、高齢の方が抱える問題の解決に向けたお手伝いをしています。本人だけでなく、家族や地域の皆さんからの相談も受け付けています。一人で抱え込まずに、早めにご相談ください。

相談日時…月～土曜日、午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)
*地域包括支援センターは、お住まいの地域ごとに設置されています。担当のセンターは、同課にお尋ねください。

消費生活の豆知識 その105 資格制度のない施術・契約トラブルに注意!

事例

腰痛のため、チラシに載っていたカイロプラクティックを受けに行くと「骨盤矯正が必要なので、定期的な施術を受けた方が良い」と言われた。また、回数券だと安くなると説明され、通常68万円掛かるところ、回数券の購入で45万円になるコースに申し込んだ。その後、施術を2回受けたが、改善されるどころか、腰痛が悪化してきたので、解約して回数券の未使用分を返金してほしい。

器具を使用しない手技による医療類似行為のうち、「あん摩マッサージ指圧」や「柔道整復」は法的な資格制度がある施術ですが、「整体」や「カイロプラクティック」等には資格制度がありません。そのため、施術者の技術水準などにばらつきがあり、「施術後に身体の異常を感じた」「解約して返金して欲しい」といった相談が寄せられています。

●持病がある方は、施術を受ける前に医師に相談しましょう。
●事前に整体院等の情報を収集し、慎重に選びましょう。また、施術を受ける際は、自分の体調や希望をきちんと伝えましょう。
●自分から施術を希望し整体院等に Outcome いて契約した場合は、クーリング・オフ制度が適用されません。また、継続的な契約を途中で解約する場合、解約金や返金額は、原則、事業者の規約に従うことになります。

消費生活センター ☎224-6162
☎222-5454
☎222-5454

「消費生活センター」
「消費者カレッジ」いつまでも元気に、自立して過ごせる食事「フレイル対策の食事」
講師：女子栄養大学生涯学習講師・塩澤和子さん 日時：1月24日(金)午後2時～3時30分 会場：南公民館
対象：市内在住・在勤 定員：先着50人 経費：無料 申し込み：1月6日(月)午前9時から電話・ファクスで消費生活センター